

平成 2 5 年 7 月 2 3 日
日本原子力発電株式会社

原子力規制委員会に対する「口頭での意見陳述に関する申立て」
及び「検証に関する申立て」について

当社は、平成 2 5 年 7 月 1 6 日に原子力規制委員会に提出した敦賀発電所 2 号機使用済燃料貯蔵設備に関する報告徴収命令に対する異議申立てに関連し、本日、添付の申立てを行いましたので、お知らせいたします。

○添付資料

- ・ 口頭での意見陳述に関する申立てについて
- ・ 検証に関する申立てについて

以 上

平成 2 5 年 7 月 2 3 日

原子力規制委員会

委員長 田中 俊一 殿

異議申立人 日本原子力発電株式会社

取締役社長 濱田 康男

口頭での意見陳述に関する申立てについて

平成 2 5 年 7 月 1 6 日付で当社が貴委員会に提出した異議申立書に関し、異議申立人（当社役員又は社員）が貴委員会において口頭で意見を述べる機会を速やかに付与するよう、行政不服審査法第 4 8 条によって準用される同法第 2 5 条第 1 項の規定に基づいて申し立てます。

以 上

平成 2 5 年 7 月 2 3 日

原子力規制委員会

委員長 田中 俊一 殿

異議申立人 日本原子力発電株式会社

取締役社長 濱田 康男

検証に関する申立てについて

平成 2 5 年 7 月 1 6 日付で当社が貴委員会に提出した異議申立書に添付した平成 2 5 年 7 月 1 1 日付「敦賀発電所 敷地の地質・地質構造 調査報告書」の内容に関連する場所を速やかに検証するよう、行政不服審査法第 4 8 条によって準用される同法第 2 9 条第 1 項の規定に基づいて申し立てます。

併せて、当該検証に関する具体的な日時・場所等を、貴委員会・当社間で速やかに調整することを求めます。

以 上